

## 草津市建設工事設計変更ガイドラインの改訂箇所について

### P1. 3. 設計変更の基本事項 (1) 基本的な考え方

(別途工事として契約すべき基準)

- 1 設計変更事案あたりの変更見込額が当初契約金額の3割を超える場合

### P12 8. 設計変更による変更契約

② 施工数量等の変更で著しい変更

- 1 設計変更事案あたりの変更見込額が当初契約金額の3割を超えるもの。